

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください
（案件名）

神戸市開発事業に関する技術基準第
7章消防水利及び第8章消防活動空
地等の確保及び代替措置の改正

意見募集期間

2024年2月5日～3月5日

問い合わせ先

神戸市消防局警防課

電話078-322-5747

1 意見募集期間

2024年2月5日（月）～2024年3月5日（水）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

消防局警防部警防課 意見募集あて

(2) ファクシミリ による提出

(078)325-8597 警防課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: fb_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

消防局警防部警防課

市役所4号館4階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市開発事業に関する技術基準第7章消防水利及び第8章消防活動空地等の確保及び代替措置の改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年3月上旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市開発事業に関する技術基準第7章消防水利及び第8章消防活動空地等の確保及び代替措置の改正

1 改正の趣旨

開発事業者が設置しなければならない公共公益施設等のうち消防水利及び消防活動空地等の確保に関する技術的な基準については、神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第21条及び第22条に基づき、「神戸市開発事業に関する技術基準」に定められています。

これらについて、手続きに関する規定は手引き等に別途記載し事業者等が参照しやすくするとともに、公共公益施設等の技術基準について安全性を確保しつつ開発事業者負担の少ない方策を新設するなど所要の改正を予定しています。ついでにはこの改正について、皆様の意見を募集します。

2 意見公募手続きの対象となる改正点の概要

公共公益施設等の技術基準のうち、行政手続条例に基づく審査基準として意見公募手続きの対象となる改正点は、以下の通りです。

（1）既存消防水利の変更

第88条第3項第1号に定める既存消防水利について、消防水利の基準を満たした水利を広く認めることとする。

（2）消防活動空地等の確保場所の変更

消防活動空地等の確保場所を開発事業区域のうち敷地内に限っていたが、公道上等も認めることとする。

3 施行予定日

令和6年4月1日

神戸市開発事業に関する技術基準 第7章消防水利及び第8章消防活動空地等の確保及び代替措置の改正

新	旧												
<p>第7章 消防水利 第1節 消防水利 (適用対象、種別及び配置) 第88条 1・2 (略) 3 消防水利の配置については、次の各号のほか「神戸市開発事業における消防水利及び消防活動空地等の整備基準(以下、「整備基準」という。)」に適合しなければならない。</p> <p>(1) 開発事業区域全域が、既存消防水利(消防水利の基準(昭和39年消防庁第7号)を満たしたものに限り)によって、下記の表に掲げる区分に応じた半径の円の範囲に包含されないときは、開発事業区域を包含できるよう、新たに消防水利を設置しなければならない。ただし、消防活動上支障がないと消防長が認める場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">既存水利の包含距離対象表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">開発事業区域における都市計画区域の区分</td> <td>既存消防水利を中心とした円の半径</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域</td> <td>80m</td> </tr> </table>	開発事業区域における都市計画区域の区分		既存消防水利を中心とした円の半径	市街化区域	商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域	80m	<p>第7章 消防水利 第1節 消防水利 (適用対象、種別及び配置) 第88条 1・2 (略) 3 消防水利の配置については、次の各号のほか「神戸市開発事業における消防水利及び消防活動空地等の整備基準(以下、「整備基準」という。)」に適合しなければならない。</p> <p>(1) 開発事業区域全域が、既存消防水利(原則として公設消火栓、公設防火水槽のみ)によって、下記の表に掲げる区分に応じた半径の円の範囲に包含されないときは、開発事業区域を包含できるよう、新たに消防水利を設置しなければならない。ただし、消防活動上支障がないと消防長が認める場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">既存水利の包含距離対象表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">開発事業区域における都市計画区域の区分</td> <td>既存消防水利を中心とした円の半径</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域</td> <td>80m</td> </tr> </table>	開発事業区域における都市計画区域の区分		既存消防水利を中心とした円の半径	市街化区域	商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域	80m
開発事業区域における都市計画区域の区分		既存消防水利を中心とした円の半径											
市街化区域	商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域	80m											
開発事業区域における都市計画区域の区分		既存消防水利を中心とした円の半径											
市街化区域	商業地域、近隣商業地域 工業地域、工業専用地域	80m											

新	旧
<p>期間は検査合格日から 1 年間とする。なお、協議の結果、<u>公設防火水槽以外の</u>消防水利施設については同日付で<u>私設防火水槽又は指定水利等</u>（以下、「私設防火水槽等」という）として取り扱う。</p> <p>3 略</p> <p>（維持管理）</p> <p>第 98 条 略</p> <p>2 私設防火水槽等は、事業者が自主管理する。この場合、将来にわたって防火水槽の維持管理が適切に行われるよう、本市に誓約書を提出する。</p> <p>第 4 節 第二種特定工作物 （第二種特定工作物の特例）</p> <p>第 99 条 法第 4 条第 11 項に定める第二種特定工作物の開発事業については、事業者は整備基準に従い、当該開発事業区域内に消防水利を設置する。</p> <p>第 8 章 消防活動空地等の確保及び代替措置 第 1 節 消防活動空地等の確保 （適用対象）</p>	<p>期間は検査合格日から 1 年間とする。なお、協議の結果、<u>所有権等が本市以外に帰属する</u>消防水利施設については同日付で<u>指定水利又は私設防火水槽</u>として取り扱う。</p> <p>3 略</p> <p>（維持管理）</p> <p>第 98 条 略</p> <p>2 私設防火水槽__は、事業者が自主管理する。この場合、将来にわたって防火水槽の維持管理が適切に行われるよう、本市に誓約書を提出する。</p> <p>第 4 節 第二種特定工作物 （第二種特定工作物の特例）</p> <p>第 99 条 法第 4 条第 11 項に定める第二種特定工作物の開発事業については、事業者は整備基準第 2 章第 2 節に加え、<u>第 5 節の内容も踏まえて協議を行い</u>、当該開発事業区域内に消防水利を設置する。</p> <p>第 8 章 消防活動空地等の確保及び代替措置 第 1 節 消防活動空地等の確保 （適用対象）</p>

新	旧
<p>第 100 条 次のいずれかに該当する場合には、消防活動空地等を確保しなければならない。</p> <p>(1) 中高層建築物（4 階以上又は地上高 15 メートル超える建築物）を建築する場合。この場合において、4 階とは建築基準法上の 4 階ではなく、地盤面より 4 層構造になるものをいう。</p> <p>(2) 前号による場合のほか、消防隊が、災害に対して迅速かつ有効に消防活動を行うことができない場合。</p> <p>第 3 節 検査要領 （完成検査）</p> <p>第 104 条 事業者は、消防活動空地等の確保及び代替措置について、別 _____ に定める完成検査を受けなければならない。</p> <p>第 105 条 <u>削除</u></p>	<p>第 100 条 次のいずれかに該当する場合には、<u>敷地内</u>に消防活動空地等を確保しなければならない。</p> <p>(1) 中高層建築物（4 階以上又は地上高 15 メートル超える建築物）を建築する場合。この場合において、4 階とは建築基準法上の 4 階ではなく、地盤面より 4 層構造になるものをいう。</p> <p>(2) 前号による場合のほか、消防隊が、災害に対して迅速かつ有効に消防活動を行うことができない場合。</p> <p>第 3 節 検査要領 （完成検査）</p> <p>第 104 条 事業者は、消防活動空地等の確保及び代替措置について、<u>整備基準</u>に定める完成検査を受けなければならない。 <u>（検査報告）</u></p> <p>第 105 条 <u>消防長は、前条に定める検査の結果、工事が適正に完了していると認められる場合には、その旨を開発行為所管課に指定の様式で報告する。</u></p>